東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第百四十号) 新旧対照表(抄)

	改正	胀				配 !	F	
次 (現行のとお	S)			ш	次 (略)			
条から第二十八		(のかなり)			条から第二十八			
表(第二十一条関	· T	Г	Τ	旧	表(第二十一条関)		Г	T
事		類	後以時期		事 終		類	徴以時期
o) (現行のとおしから七まで	り) (現行のとお	り) (関行のとお	ら) (現行のとお		(略)一から七まで	(쌀)	(智)	(雀)
本でである をできる をのるを をのるを をのるを をはいたに をはませる をはませる をはませる ではまます。 ではまます。 ではまます。 ではまます。 ではまます。 ではまます。 ではまます。 ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではまままます。 ではまままます。 ではまままます。 ではままままます。 ではままままます。 ではままままままます。 ではまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	申るの産業 計等の業者以 手の理解に上 対認に乗よの や定称ある事	十国区九十正	き。意定申請のと		(整殿)			
大学に は なのの なのの なのの が を を を を のの に のの のに のが の の の の の の の の の の の の の	手属の 数認特の を が が が が が が が が が が が が が	十川下国十日	のとき。		(整設)			

おり) 十 (現行のと (り) り) (現行のとな)	요 (월)	(盤) (盤	(笹)
さおり) おり) 十一 (現行の (現行のと	り)のである。(現行のとお	さ 五 (磊)	(盤) (釜	(2)
- 11 (現作の (現作のと	り) り) り) (現行のとお	(2)	(盤) (盤	(2)
さなり) なり) <u>十三</u> (既作の (既作の v	り) り) (現行のとな	や 十一 (盤)	(盤) (釜	(鉴)
さなり) なり) 十 <u>日</u> (既作の (既作のと	り) り) (現行のとな	우 十 ((22)	(盤) (釜	(鉴)
さおり) おり) 十五 (現行の (り) り) 気行のとな (現行のとな	우	(盤) (盤	(鉴)
さなり) <u>十六</u> (既行の (既 行 の か	り) り) り) (現行のとな	우 十回 (盤)	(盤) (盤	(鉴)
さなり) なり) <u>十九</u> (既作の (既作のか	り) り) (現行のとな	우 十月 (盤)	(盤) (釜	(鉴)
となり) なり) 十八 (現行の (現行のと	り) り) (現行のとな	Q <u>+</u> (2)	(盤) (盆	(鉴)
とおり) おり) より) 十九 (現行のと	り) り) (現行のとお)	6 十九 (磊)	(盤) (盤	(2)
	(現行のとお (現行のとお	た 十二 (盤)	(盤) (盤	(2)

かばひ)	袋 シ)	2)	S)				
のとおり) <u>二十一</u> (既行	おり) (現行のと	り) (現行のとお	で) (異作のかお	十七 (磊)	(盤)	(盗)	(盤)
のとおり) <u>二十二</u> (現行	おり) (現行のと	り) (現行のとお	り) (現行のとお	()	(鉴)	(盤)	(盤)
のとおり) <u>二十三</u> (現行	おり) (現行のと	り) (現行のとお	り) (単作のとお		(昝)	(と)	(智)
のとおり) <u>三十四</u> (現行	おり) (現行のと	り) (現行のとお	ら) (現行のとお		(쌀)	(盤)	(盤)
のとおり) <u>二十五</u> (<u></u>	おり) (既行のと	り) (現行のとお	ら) (現行のとお	11十111 (盤)	(智)	(智)	(整)
のとおり) <u>三十六</u> (現行	おり) (既行のと	り) (現行のとお	ら) (現行のとお	11十回 (盤)	(智)	(智)	(整)
のとおり) <u>ニナカ</u> (<u></u> 単行	おり) (既行のと	り) (現行のとお	ら) (現行のとお	11十月 (盤)	(智)	(智)	(整)
のとおり) <u>ニナ人</u> (現行	おり) (現行のと	り) (現行のとお	り) (現行のとお	<u>川十八</u> (器)	(쌀)	(智)	(盤)
のとおり) <u>二十九</u> (現行	おり) (現行のと	り) (現行のとお	り) (関行のとお	<u>川十九</u> (と)	(雀)	(昝)	(智)